

WIPO特許法常設委員会第22回会合

新 保 雅 士*

抄 録 WIPOの特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patent) (WIPO-SCP) は、特許法の国際的な発展に関して、先進国と途上国が会して問題を議論したり、連携を進めたり、指針を与えたりするための会合の場であるが、最近の課題は、「特許権の例外や制限」、「並行輸入」、「強制実施権」、「特許と健康」、「ジェネリック医薬品や特許された医薬品の実施に必要な技術移転」等、途上国側から提案される医薬品に関係する課題が多く、前々回、前回に引き続き今回も医薬・バイオテクノロジー委員会から参加することになった。会合前に、日本製薬工業協会と協働してJIPAとしての考え方をまとめ、現地では国際製薬団体連合会や日本政府代表団からの協力も得られ、日本の新薬開発に特許制度が貢献してきたことや日本の製薬企業が新興国における医薬開発に貢献している現状についてステートメント (意見表明) を行うことができた。第22回の会合の議事内容につき報告する。

目 次

1. はじめに
2. 会議内容
 2. 1 参加国
 2. 2 議事進行
 2. 3 特許の質 (進歩性)
 2. 4 特許の質 (開示十分性)
 2. 5 特許権の例外と制限
 2. 6 特許と健康
 2. 7 特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持
 2. 8 技術移転
 2. 9 特許の質 (その他)
 2. 10 WIPO Model Law改訂提案
 2. 11 Future Work (今後の作業)
3. おわりに

1. はじめに

WIPOの特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patent) (WIPO-SCP) は、特許法の国際的な発展に関して、問題を議論したり、連携を進めたり、指針を与えたりするた

めに、1998年に創設された。今回の第22回会合は、2015年7月27日～31日の5日間、スイス・ジュネーブのWIPO本部で行われた。以前には、SPLT (Substantive Patent Law Treaty) 等が議論されていたが、最近は「Exceptions and limitations to patent rights (特許権の例外と制限)」、「Parallel Import (並行輸入)」、「Quality of patents, including opposition systems (特許の質)」、「Compulsory License (強制実施権)」、「Patents and health (特許と健康)」、「Transfer of technology (技術移転)」、及び「Confidentiality of communications between clients and their patent advisors (クライアントと特許アドバイザー間の秘密保持)」が主な議題となっている。特に途上国側は、特許の存在により、医薬品技術の新興国への移転が妨げられている、さらには途上国における医薬品の価格を押し上げているという主張の下、特許権を弱める方向での提案を行って来ている。前回の第21回会合では¹⁾

* 2015年度 医薬・バイオテクノロジー委員会 (武田薬品工業株式会社 知的財産) Masashi SHIMBO

医薬品の技術移転を図り、特許の質を高めることを理由に、インドは明細書中に開発化合物の International Nonproprietary Names (INN) を開示することやマーカッシュクレームの廃止を新たに提案して来たが、先進国側はINNの明細書への開示によって特許の質を高める効果は期待できないことに加え、特許庁や出願人の手続き負担を増大させることから強く反対の意思を表明した。

前回のFuture Work (今後の作業) に基づき、今回の議案は「Quality of Patent (特許の質)」の中で「Inventive Step (進歩性)」と「Sufficiency of Disclosure (開示十分性)」にフォーカスされると思われたが、1ヶ月前に公表された議案の中にOther Issuesとして、「特許権の例外と制限」、「並行輸入」、「特許の質」、「強制実施権」、「特許と健康」、「技術移転」、及び「クライアントと特許アドバイザー間の秘密保持」が追加され、また全く想定されていなかったThe Group of Countries of Latin America and the Caribbean (GRULAC) からの提案である「WIPO Model Lawの改訂」も追加されていた²⁾。そこで、前回に引き続き、議論に応じて日本知的財産協会 (以下、JIPA) のような民間からのオブザーバーの意見を発信する必要があると考え、また、前回同様、日本製薬工業協会 (以下、製薬協) の知財委員会と協働して、それぞれの課題に関する考え方をまとめ、日本特許庁を含めた日本政府代表団に事前に提供した。更に、同じくオブザーバーとして参加を予定していた国際製薬団体連合会 (以下、IFPMA) にも提供し、現地での協働を要請した。その結果、現地で日本政府代表団やIFPMAからの協力も得られ、特許と健康に関して、製薬協と共同という形で、ステートメント (意見表明) を行うことができた。以下、今回の第22回会合の詳細につき報告する。

2. 会議内容

2.1 参加国

今回の会議には、WIPO加盟国のうち75ヶ国、WTO等の10の政府間組織代表、JIPAを含めた19の非政府組織 (NGO) が参加した³⁾。NGOとしては、JIPAの他に日本弁理士会 (JPAA)、アジア弁理士会 (APAA)、米国知的財産権法協会 (AIPLA)、IFPMA、ICC (International Chamber of Commerce)、CIPA (Chartered Institute of Patent Attorneys)、CropLife International、Innovation Insights、IPO (Intellectual Property Owners Association)、国境なき医師団 (Medecins Sans Frontieres ; MSF)、TWN (Third World Network) 等が参加した。

2.2 議事進行

初日の午前は、Mr. Francis Gurry WIPO事務局長からWIPO-SCPはIPを議論する貴重な場であるとの開会挨拶があった後、今回の議長として、ルーマニアのMs. Bucura Ionescuが選出され、副議長として、メキシコのMs. Nahanny Canal Reyesが選出された。

その後、グループに分かれてAgendaの協議が行われた結果、議長から今回の議論のMain Issuesは、以下の5つであるとコメントされた。

- 特許の質 (進歩性、開示十分性)
- 特許権の例外と制限
- 特許と健康
- クライアントと特許アドバイザー間の秘密保持
- 技術移転

さらに、GRULACからのWIPO Model Law改訂提案も議題の最後に含まれた。

午後は、参加国からの各国特許制度のレポートから始まった。日本から職務発明制度の法改正、特許法条約および商標法に関するシンガポ

ール条約への加入のための国内規定の整備、異議申立制度の導入の紹介があった。一方、ルーマニアから、発明の質向上のために職務発明制度導入の報告があり、議長からは両国の法改正は興味深いとのコメントがあった。オーストラリアから、子供や発展途上国における医薬品供給のために特許と健康の議論が重要であるとのコメントがあった。その他、各国からの紹介があった。

次いで、参加国によるステートメント（意見表明）が行われた。まずBグループ代表の日本から、コアの特許制度の議論が必要であり、「特許の質」では、PPHのような特許審査に関する国際的Work sharing（作業分担）が重要であり、継続的な取り組みが必要であること、クライアントと特許アドバイザー間の秘密保持については、国境を越えた仕組み作りが重要であること等が述べられた。

他の国からは、例えば以下の議論が重要であるとの意見表明があった。

- ブラジル：進歩性、開示十分性、途上国への技術移転、特許と健康、WIPO Model Law改訂。

- 南アフリカ：ブラジルのWIPO Model Law改訂提案を支持。

- EU：Work sharing, クライアントと特許アドバイザー間の秘密保持。

- インド：特許権の例外と制限、技術移転、特許と健康、特許の質。特に、医薬品の価格の観点で強制実施権、並行輸入、Government Useが重要。技術移転の観点で開示十分性、特に明細書へのINNの開示が重要。

- イラン：医薬品の価格の観点から特許と健康が重要。

- MSF：特許と健康、特にpublic healthを促進するために強制実施権、public health agencyのために明細書へのINNの開示が重要。

- Innovation Insight：PPHなどのWork

Sharingが重要。

上記のMain Issuesについての議論を、以下に詳述する。

2. 3 特許の質（進歩性）

第2日の午前、事務局から各国の進歩性に関する運用、具体的には当業者(The Person Skilled in The Art (PSIA))の定義、進歩性を評価する方法(Methodologies Employed For Evaluating Inventive Step)および進歩性のレベル(The Level Of inventiveness (Obviousness))について調査報告があった。

日本から、進歩性判断手法の改訂案（後知恵排除に関する注意喚起を追記する等）の紹介があった。一般的に、途上国側から進歩性判断レベルを高度化することが提案されたが、先進国側からは反対意見が出ていた。具体的には、例えば以下のような意見表明があった。

- インド：public healthのために進歩性判断手法のharmonizationは重要。よく似た多くのimprovement inventionやordinary inventionには進歩性を認めるべきでない。

- 米国：KSRアプローチの紹介の後、各国の進歩性判断手法やCase LawをWIPOウェブサイトでシェアすることの提案があった。

- MSF：public healthへのインパクトを考慮して、医薬品に対して高い進歩性判断レベルが必要。

2. 4 特許の質（開示十分性）

第2日の午後、事務局から各国の開示十分性に関する運用、具体的には実施可能要件(the enabling disclosure requirement)、サポート要件(the support requirement)、記述要件(the written description requirement)について調査報告があった。

日本から、特に化合物発明の実施可能要件、審査基準の改訂案（実施可能要件とサポート要

件の違いを明記する)についての紹介があった。他の国からは、例えば以下のような意見表明があった。

- 韓国：米国、中国、日本との審査協働システムやPPHなどのWork Sharing Programの紹介。
- 米国：Written Descriptionの取り扱いの紹介。各国制度をWIPO HPでシェアすることの提案。
- インド：技術移転のために、出願時点での発明のベストモードの開示が重要。多くの化合物から医薬品対象を探すことが難しいマーカッシュクレームは認められるべきでない。明細書へのINN開示が必要。Work Sharingでは特許の質を向上させたり、審査のbacklogを減らすことはできない。
- ナイジェリア：遺伝資源／伝統知識の開示充分性も議論されるべきである。

2. 5 特許権の例外と制限

特許の質に関する議論が予定より早く終了したため、第3日目に予定されていた本議案が第2日の午後に前倒して開催された。本議題に関しては、前回SCPで各国の特許権の例外と制限に関する法制度の紹介や実施状況のケーススタディが行われており、今回は各国からの意見表明の形式で進んだ。

まず、Bグループ代表の日本から、特許権の例外と制限は非常に限られた状況で認められるべきとの意見表明があった。他の国からは、例えば以下のような意見表明があった。

- インド：SPC/14/7やSCP/19/6でブラジルから提案された特許権の制限についてサポートする。すなわち、強制実施権、並行輸入など、医薬品に関して少なくとも途上国での特許権の制限が必要。
 - パキスタン、ペルー、ベラルーシなど：ブラジル提案をサポートする。
- いずれも前回と同様の意見であり、本議題は

1時間程度で終了した。

2. 6 特許と健康

第3日目に予定されていた本議案も第2日の午後に前倒して開催された。前回SCPでは、Study on the role of patent systems in promoting innovative medicines, and in fostering the technology transfer necessary to make generic and patented medicines available in developing countries and least developed countries. (革新的新薬創出の促進と技術移転の育成に関する特許システムの役割に関する研究) に関しては、事実問題に限定して、調査が行われ (SCP/21/8)²⁾、開示要件に関して、更にSCP/21/9²⁾ において、INNの概要、決定プロセスや時期、明細書に開示することへの意義と課題等がまとめられていた。

今回は、まずBグループ代表の日本から、イノベーションの観点から、医薬品のR&D活動へのインセンティブのために特許制度が重要であるとの意見表明があった。米国は、同様の理由で、差止請求権の重要性を表明し、モンタナが米国を支持し、強い保護が必要であると意見表明した。

JIPAからJPMAとの共同意見として、優れた医薬品を世界中の患者に提供することが我々のミッションであり、先進国と途上国が協力して実現しなければいけないこと；膨大な費用と時間をかけて開発される医薬品開発のインセンティブとして、先進国と途上国の両方で特許保護が必要であること；日本において物質特許制度の導入により日本発の医薬品の数が上昇したというファクト；日本の製薬企業がWIPO Re:Search, GHIT等への参加により、途上国における疾患に対する医薬品の開発品に積極的に取り組んでいる現状を説明することにより、医薬品技術の特許保護が途上国の患者のための継続的な新薬開発を可能にすることを強調した。

一方、インドは準備が出来ていないため、予定通り第3日目の午前中に意見表明したいと何度も要望したが、議長が本日中に本議題を終了させたいとして、インドの要望を認めなかった。結局、インドからは、前回同様、技術移転の観点から、マーカッシュクレームを認めるべきでないこと、明細書へのINN開示の必要性について意見表明があった。アフリカグループやMSFからは、本議題の継続的な議論の必要性について意見表明があった。このように、途上国側からは前回同様の主張が繰り返されるに留まり、本議題も1時間程度で終了した。

2.7 特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持

第3日目の午前、特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持に関するセミナーが開催された。本議案もWIPO-SCPで継続的に議論されており、今回は国境を越えた秘密保持に関する問題、クライアントと特許アドバイザーの実務経験について発表がされていた。今回は各国の意見表明の形式で議論が進んだ。

日本から、国境を越えた仕組み作りが重要であるが、各国の法律が異なるので、拘束力のない国際的な取り決めを行うSoft-Lawアプローチを支持することが述べられた他、米国における知財訴訟42件の調査において、日本弁理士からのアドバイスの秘密保持が認められなかったが、common law country以外では秘密保持が認められないとの調査報告があった。他の国からは、例えば以下のような意見表明があった。

- ルーマニア：Soft-Lawアプローチを支持する旨の意見が出された。

- インド：インド特許法、パリ条約、TRIPS協定に特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持はない。あらゆる情報が新規性、特許性の判断に重要であり、特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持は不要である。本議論は

ストップすべきである。WIPO-SCPでのハーモナイゼーションはインドにとって不要である。

- 日本弁理士会 (JPAA)：日本弁理士からのアドバイスの秘密保持は米国において認められているが、完全ではないこと；米国法に関するコメントに対しては秘密保持が認められないこと；日本弁理士のアシスタントの秘密保持も米国で認めて欲しい等の意見表明があった。

- アジア弁理士会 (APAA)：国際的な最小限のスタンダードを検討する必要あり。本議案の継続的な議論が必要 (2008年のAPAAで採択されたレゾリューションに基づいた発言)。

- TWN：透明性、特許の質、Access to Medicineの観点から、秘密保持は必要ない。

2.8 技術移転

引き続き、第3日の午前中に技術移転に関する議論が行われた。前回からの新たな調査報告はなく、各国の意見表明の形式で議論された。

日本から、技術移転については他の委員会でも並行して議論されており、重複を避けるためにSCPでの今後の議論は不要であるとの意見が表明された。一方、途上国側から、SCPは技術移転の障害としてIPを議論する適切なフォーラムであるとの意見が出た。具体的には、他の国からは、例えば以下のような意見表明があった。

- ブラジル：オープンイノベーションの促進を目的とした2015年のE-TACプラットフォーム開始の紹介。技術移転には国際的なpatent databaseによる情報共有が重要。

- インド：技術移転は特許制度の中心にある。医薬品の技術移転のために、TRIPS協定29条を考慮し、開示要件を明確にすること、ベストモード開示、secret technology開示が必要。

- ナイジェリア、中国、南アフリカ、エクアドル：SCPにおいて重要な議案である。

- Innovation Insight：公開された発明は他の発明者による発明を促進する。特許権とその制

限は統合して検討されるべきであり、特定のグループのものではなく、中立的な特許制度が必要。

- TWN：patentはTransfer of technologyにnegative effectがある。

- IPO：イーライリリーが新薬をインドを含む途上国にvoluntaryで提供している事例紹介。

- ICC：特許権はコラボレーションをサポートする。技術移転のために特許権が必須。

2. 9 特許の質（その他）

引き続き、進歩性、開示十分性以外の特許の質について、議論が行われた。ルーマニア、Bグループ代表の日本からWork Sharingの重要性について意見表明があったが、インド、イラン、TWNからはWork Sharingは特許の質と関係がないとの反対意見が出た。

さらに、インドから、pre/post-grant opposition制度の導入の紹介の後、同じ化合物でもバイオアベイラビリティが違うだけの発明やsimilar compoundの発明があるが、これらは進歩性がない。他の国ではそういう発明が特許になるが、インドでは拒絶されている。他国は特許の質が低いとの発言があった。また、TWNから、opposition systemが重要であるとの発言があった。

2. 10 WIPO Model Law改訂提案

本議題は今回のWIPO-SCPの直前にGRULACが「SCPは2016年から2017年の計画予算で、WIPO事務局が「発明に関する発展途上国のための1979年WIPO Model Lawの改訂」を実行するのに必要な資金を配分し、そのような改正が生じるための条件と手順について、加盟国が考慮するための提案をSCP23で準備する。」ことを提案したものであり、第3日の午後に議論された。今回のWIPO-SCPの中で最も多くの国から意見表明があったように感じた。

GRULACの提案の根拠は、WIPO Model LawがTRIPS協定に矛盾していること、WIPOのリソースを途上国側に回復させることであった。途上国側の立場は、Model Lawはガイダンスを提供すべきだが、ハーモナイゼーションを目指すべきではないというものであり、一方、日本を含むBグループの立場は、TRIPS協定が適用され、国内法で実行されているため、WIPO Model Lawの改訂は最小限の価値しか生み出さず、またWIPOリソースはWIPO LEX（加盟国の法制情報をまとめたWIPOウェブサイト）のように途上国側に提供されているというものであった。具体的には、例えば以下のような意見表明があった。

ブラジルから、この提案の検討方法として、(1) assessing the usefulness of the Model Law, (2) the status of the Model Law vis a vis the patent system, (3) Member State views/Information exchangeの3ステップが提案された。南ア、イラン、TWNなどはこれを賛成した。

一方、理由は異なるものの、反対を表明したのは、米国、オーストラリア、EU、スペイン、インド、パラグアイなどであった。

賛成派の主な意見は、Model Law作成時は途上国が作成に参加していなかったため、updateが必要というものである。

Bグループ代表の日本から、医薬品のデータ保護、特許期間延長、特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持、grace periodなどのハーモナイゼーションが必要であるとの意見表明があった。

米国から、提案理由が不明確であり、evidenceがない。Modernな部分、例えば、特許期間延長が入っていない。先進国と途上国の環境が異なるため、country specificなニーズを確認する必要があるとの意見表明があった。オーストラリアから、これまでのSCPの議論と重

複してしまうとの意見が、EUから、Model Lawはcomprehensiveであるべきだが、country specificなニーズが複雑であるとの意見が出た。インドからは、現時点ではハーモナイゼーションを進めるべきではないとの意見表明があった。

このように各国の思惑はさまざまであったが、事務局から、Model Lawは既に存在しているので、Model Lawを3パートに分けて検討すべきとの提案があった。すなわち、(1) 特許性の例外、権利行使などのmodel provisionパート、(2) 各model provisionについてのcommentary/explanationパート、(3) 国レベルでのmodel implementing regulationパートが提案された。

この後も、オーストラリアから、先進国と途上国でどのようにModel Lawを発展させるのか；これまでのWIPO SCPでの議論と重複するとの意見が、EUから、Model Lawは包括的であるべきだが、country specificな問題は複雑であるとの意見が、米国から、ハーモナイズする効果を調査して欲しいという意見が、スペインから、異なる国がどのようにModel Lawを各国に適用させるのかとの意見が、ブラジルから、特許権の例外と制限、後発品のボーラー条項、強制実施権などの追加提案が出た。

最終的に、議長から、議論は始まったばかりであるのでFuture Work（今後の作業）に反映させたいとのコメントがあり、この日の議論は終了した。

2. 11 Future Work（今後の作業）

第3日の午後の最後に、Future Work（今後の作業）に関する提案が各国から行われた。各国からFuture Workに含めるべきもの、含めるべきでないものが各国の思惑に応じて提案された。含めるべきものを総合すると今回の議題すべてが挙がっており、特に特許の質はほとんどすべての国が提案していた。一方、含めるべき

ではないものとして指摘された議題を発言国ごとにまとめると、例えば以下ようになる。

- Bグループ（日本）：特許権の例外と制限のマニュアルの作成、明細書へのINN開示のスタディ、マーカッシュクレームのスタディ。

- インド：Work Sharing。

- イラン：特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持。

第4日の午前から、各グループに分かれてFuture Workが議論されることになり、午後から会議での議論が再開されることになったが、結局、会場での議論はどんどん延期され、結局、5日目の午前から再開されることになった。

そして、5日目の午前、Future Workに関する議長提案（その1とその2）に基づいて議論が再開された。この段階では、我々オブザーバーには議長提案が配布されていなかったが、後で配布された資料から議長提案その2は以下の内容であったことが分かった。

(1) 特許権の例外と制限（Exceptions and limitations to patent rights）

(2) 異議申立を含む特許と質（Quality of patents, including opposition systems）

・ 審査、異議、無効におけるInventive Step assessment

・ Work sharing and collaboration activitiesについてのwebpageを次々回のSCP/24までにimproveする。

(3) 特許と健康（Patent and Health）

・ A half-day seminar on the relationship between patent systems and, inter alia, challenges related to availability of medicines in developing countries and LDCs, including on the promotion of innovation and fostering of the requisite technology transfer to facilitate access to generic and patented medicines in developing and least developed countries.

・ Continue discussions on the feasibility study

on disclosure of International Nonproprietary Names (INN) in patent applications and/or patents (document SCP/21/9)

(4) 特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持 (Confidentiality of communications between clients and their patent advisors)

(5) 技術移転 (Transfer of technology)

なお、議長提案その1は、特許と健康がフォーカスされていなかったため、途上国側から支持されなかったようである。

議長提案その2に対して、Bグループ代表の日本から、バランスを保つために、特許の健康の中の「relationship between patent systems and, inter alia, challenges related to availability of medicines in developing countries and LDCs」を「relationship between patent systems and, inter alia, benefit and challenges related to availability of medicines in developing countries and LDCs」に修正すべきとの要望があり、米国も支持した。インド、イランは特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持を削除すべきと要望した。ブラジルはModel Law改訂提案を含めるように要望した。

最終的に、議長から「グループBの修正を含めない形での議長提案」が提示された。ランチタイムを挟んでグループBで議論したいとの日本の要望とランチタイムなしで結論を出したいインドの要望が対立したが、結局、ランチタイムを挟むことになった。

短いランチタイムの後、再開し、Bグループの日本から、議長提案はバランスを欠くが、次回会合で実体的な議論ができることを最優先し、議長提案に同意するとの表明があり、議長は少し感極まった様子であった。また、スペインからGrace Periodの追加、イラン、中国から特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持の削除、ブラジルからModel Law改訂提案の追加の要望があったが、議長提案が維持され、議

長挨拶の後、第22回会合は参加者からの大きな拍手でもって閉幕した。

3. おわりに

当初の第22回会合の議題では、「進歩性」と「開示十分性」の「特許の質」がメインであり、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」、「特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持」はOther Issuesの形で含まれているにすぎなかったが、初日の開会後のグループ検討によって、最終的にすべてがFive Issuesとして議論されることになった。前回に引き続き、途上国側の医薬品特許への強い関心が反映されたものと推察できる。

実際の議論では、「進歩性」と「開示十分性」の議題は淡々と進んでいたが、途上国側からの意見は、医薬品の技術移転の観点から、医薬品発明の進歩性判断基準を高く設定し、開示十分にINN開示を含めるべきとの内容であり、「特許と健康」に関連付いたものになっていた。また、「特許と健康」、「特許アドバイザーからのアドバイスの秘密保持」、「技術移転」の議論の中でも随所に途上国における医薬品アクセスと関連付けた意見表明が行われていた。

一方、日本特許庁を含めた日本政府代表団は、医薬品開発における特許保護の重要性を考慮した数多くの意見を表明して下さっていた。INN開示のfeasibility studyを含む「特許と健康」の議題がFuture Workにも残ったことから、引き続き日本特許庁をはじめとする日本政府代表団と連携して、辛抱強く長期戦の構えでWIPO-SCPに臨む必要があると痛感した。

一方で、今回の会合では休憩時間を利用して、途上国側のインドの特許庁監督官 (Assistant Controller of Patents & Designs)、国境なき医師団やTWNの代表者などと話しをする機会を積極的に持ち、彼らの最大の関心が途上国における医薬品の価格であることを知ることができ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

た。また、シンガポール法務省やシンガポール特許庁の代表者がJIPAの意見表明の後に挨拶に来られ、特許と医薬品価格との関係に関心があるとお話しいただいた。

今後、製薬協とJIPA／当委員会としては、日本特許庁をはじめとする日本政府代表団やIFPMAとの連携を一層深め、上記した途上国側の懸念に対して有効な意見を準備し、WIPO-SCPの

場で表明して行きたい。

注 記

- 1) 知財管理 Vol.65 No.3 p.434 2015
- 2) http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32102
- 3) WIPO事務局の宮本智子氏から入手した情報。

(原稿受領日 2015年8月7日)

